

住宅借入金等特別控除について

居住開始年月	控除限度額	控除期間
26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等（課税標準額）×5%（上限金額9万7,500円）	10年間
26年4月～29年12月末	所得税の課税総所得金額等（課税標準額）×7%（上限金額13万6,500円）	10年間

※26年4月～29年12月末の金額は、消費税率引き上げに伴う負担軽減を目的としているため、消費税率が8%または10%である時期に住宅を取引した場合であり、それ以外の場合での控除限度額は、所得税の課税総所得金額等（課税標準額）の5%（上限金額9万7,500円）です。

※住宅借入金等特別控除可能額が、所得税額より多い場合のみ、市民税・都民税からの控除対象となります。

表1 原動機付自転車・二輪車および小型特殊自動車など

区分		26年度まで	27年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車など（125cc超 250cc以下）		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用のもの	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

表2 三輪および四輪以上の軽自動車

区分			①現行および、27年3月31日までの登録車	②27年4月1日以降の新車	③新規登録後13年超（重課税）※1	
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円

◎27年3月31日以前に登録された新車（既存車）については、①の税率となります。

◎27年4月1日以降に登録する新車（初めて車両番号の指定を受ける車）は、②の税率となります。

◎新車登録（車検証の初度検査年月）から13年を経過した車両は、③の税率となります（28年4月1日から適用）。

※1 動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車、被けん引車を除きます。

表 法人税割の税率

資本金などの金額	改正前	改正後
1億円以上の法人および保険業法に規定する相互会社	14.7%	12.1%
1億円未満の法人	12.3%	9.7%

※改正後の税率は26年10月1日以後に開始される事業年度から適用されます。

図 予定申告の経過措置

これまで

$$\text{予定申告の法人税割額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 6 / \text{前事業年度の月数}$$



26年10月1日以後最初に開始される事業年度

$$\text{予定申告の法人税割額} = \text{前事業年度の法人税割額} \times 4.7 / \text{前事業年度の月数}$$

27年度税制改正の  
主な内容をお知らせします



個人市民税・都民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の延長・拡充  
個人市民税・都民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について、居住開始日の適用期限が4年間延長され、29年12月31日までとなりました。また、26年4月～29年12月に居住を開始した人で、住宅取得に係る消費税の税率が8%または10%の場合は、控除限度額が拡充されます（左表参照）。

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率の廃止  
上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10%軽減税率（所得税7%、個人市民税1.8%、都民税1.2%）の特例措置が25年12月31日まで廃止されました。26年1月1日以降は、本則税率の20%（所得税15%、個人市民税3%、都民税2%）となります。

また、26年～49年は復興所得税を含め20.315%が徴収されます。

詳しくは課税課市民税係 ☎ 470・7777（内線2333～2337）へ。

軽自動車税の税制改正について

26年度の税制改正に伴い、27年4月1日から軽自動車税などの税率が、最低額を2000円とし現行の約1.25倍（1.5倍へ引き上げ）となります（左表1・表2、下図参照）。

詳しくは課税課市民税係 ☎ 470・7777（内線2331、2332）へ。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を超過した三輪以上の

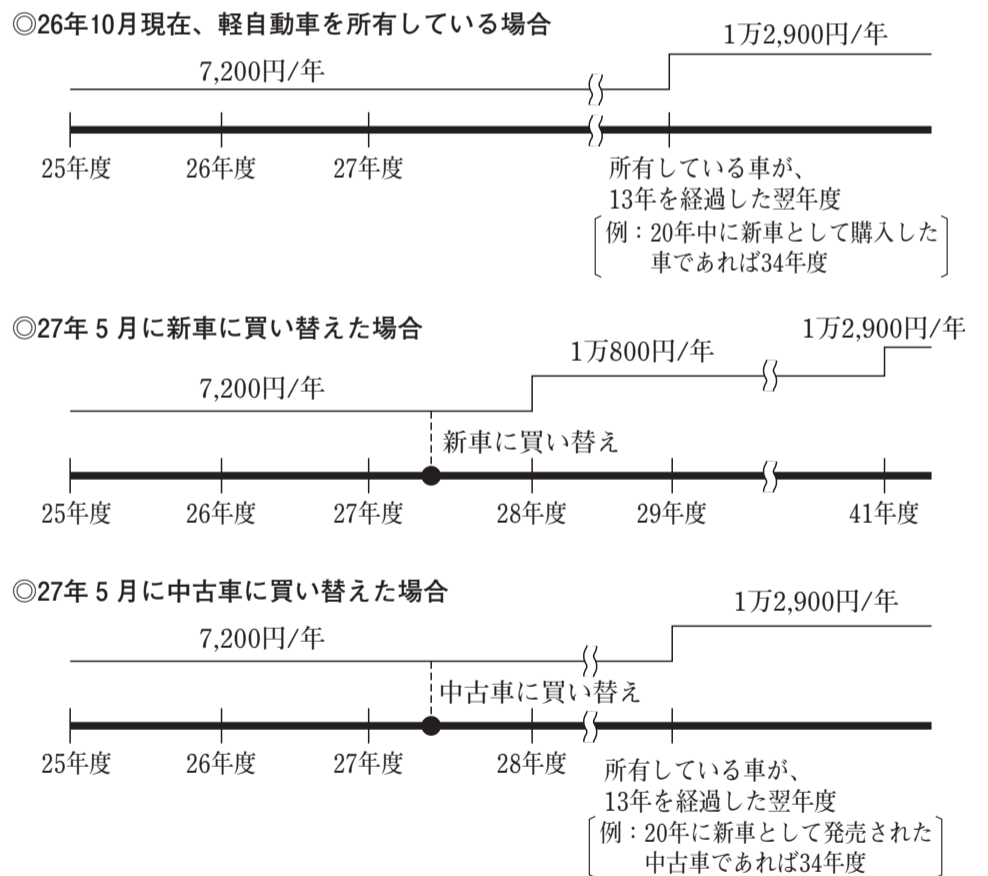
非課税口座内の少額  
上場株式等に係る  
配当所得・譲渡所得  
などの非課税措置  
(NISA)の創設

20歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者

などを対象に、26年1月1日～35年12月31日に年間100万円を上限として、非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡益が、最長5年間非課税となります。

詳しくは最寄りの税務署 ☎ (http://www.ntago.jp/seisan/nisa) をご覧ください。

(例) 軽自動車の乗用自家用車の場合



法人市民税の法人税割の  
税率改正について

26年度税制改正において地方税法が改正され、法人住民税の一部国税化により地方法人税が創設されました。それに伴い、26年10月1日以後に開始される事業年度から、法人市民税の法人税割の税率が変更となります（左表参照）。

また、税率改正に伴い、26年10月1日以後最初に開始される事業年度の予定申告に限り、経過措置が講じられます（左図参照）。

詳しくは課税課市民税係 ☎ 470・7777（内線2331、2332）、地方法人税については最寄りの税務署へ。